

指導行政のポイント

学校選択制の“義務化”

菱村 幸彦

昨年 12 月 21 日、内閣府の規制改革・民間開放推進会議で「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」が取りまとめられた。

規制改革を迫る「外圧」

規制改革・民間開放推進会議（以下「推進会議」）とは、あまり耳にすることがないと思うが、これが結構やっかいな会議なのである。というのは、教育制度に対し、もっぱら市場原理を振りかざして改革を迫る「外圧」となっているからだ。

周知のように、規制緩和政策は、橋本内閣に始まるが、小泉内閣の下で、構造改革として、教育の分野においても一段と要請が強まり、文部科学省はその対応に苦労している。

今回の答申は、初等中等教育関係として、免許状を有しない社会人の確保、教員評価制度・学校評価の確立、学校選択の自由の徹底を掲げているが、このうち、の学校選択制をめぐる、推進会議と文科省の意見が対立した。

対立したのは、学校選択を義務とするか否かである。推進会議は、「児童・生徒と保護者には学校を選択する権利がある」という前提で、市町村に対し、必ず学校選択制をとるよう義務づけるべきだと迫った。これに対し、文科省は、公立小・中学校を選択制にするかどうかは、それぞれの市町村が、地域住民の意向、地域社会の事情、学校づくりの方針などに基いて自主的に判断すべきことであって、国が一律に決めるべきではないと反論した。

最終的に小坂文科相と中馬特命担当相が意見交換を行ったうえで、学校選択制に関する事例集を市町村教委に配布すること、就学を指定する通知に保護者の変更申立ができる旨を明記するよう学校教育法施行規則で規定すること、いじめへの対応、通学の利便性、部活動など就学する学校の指定の变

更が相当と認められる場合を予め公表するように市町村教委に求めること で決着した。

消費者が満足すればいいのか

学校選択制の導入状況を見ると、小学校で学校選択制を導入しているのは、227 自治体（8.8%）、中学校で学校選択制を導入しているのは、161 自治体（11.1%）である。これは、学校選択制の導入が可能な社会的条件や地域住民の意識、学校と地域の関わり方についての考え方など、市町村ごとの事情に開きがあることを示している。

文科省の前川課長は、「小中学校は、個々の消費者が選好し満足する教育サービスを提供しさえすれば、それでよいと考えるのか、義務教育とは、国民の総意に基づく国づくりや住民の総意に基づく地域づくりを目指して、将来の国家社会の形成者を育成する社会共同の営みと考えるのか」という問題だ」と述べている（初中局メールマガジン 19 号）。

学校選択制で留意を要するのは、教育市場は一般の商品市場とは違うということである。つまり、教育市場では、親の選択が特定校に集中しても、需要に見合う供給（入学定員）の拡大はできない。逆に、親の選択が離散しても、生徒が残っている限り、学校を閉鎖するわけにはいかない。となると、教育委員会としては、希望する学校に入れない親の不満への対応や生徒が減っても閉鎖できない学校の措置といった新たな問題を抱えることになる。

1994 年に OECD（経済協力開発機構）が欧米の学校選択の実態を調査した報告書（School: A Matter of Choice）を公表している。報告書では、学校選択制の成果は「まだ証明されていない」とし、「学校教育の全体的な質に影響するには遥かに遠い」と結論づけている。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

●最新刊 好評発売中！●

高階玲治【編】

A5 判 200 頁 2310 円 教育開発研究所・刊

答申の 40 論点を徹底解説！ 今後の学校教育の方向が具体的にわかる

『ポイント解説中教審「義務教育改革」答申』